

J A バンクカードローン融資約款

本約款は、令和2年4月1日以降に、当組合（以下、「組合」という。）が提供するJ A バンクカードローン（J A カードローン、J A ワイドカードローン、教育ローン（カード型）を言います。）を借り入れる借主とのJ A バンクカードローン当座貸越約定書兼債務保証委託証書（以下、「カードローン契約書」という。）に基づくカードローン（約定返済型）取引（以下、「カードローン取引」という。）に適用されます。

J A バンクカードローンを借り入れた場合、本約款に同意したものとみなされます。J A バンクカードローンの借り入れに先立ち、本約款を確認のうえ、本約款の内容に同意できない場合は、J A バンクカードローンを借り入れることができません。本約款は、民法に定める定型約款に該当します。組合は、本約款の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

また、本約款を変更するときは、変更後の本約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第1条（取引方法）

- 1 カードローン取引は組合の本支店（所）のうちいずれかの1か店のみで開設できるものとします。
- 2 カードローン取引による当座貸越は、この取引のために開設されたカードローン専用口座およびJ A カードローンカード（以下「ローンカード」という。）の使用による貸越とし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- 3 カードローン取引による貸越金の返済は、第5条、第6条および第7条に定めるとおりとします。

第2条（貸越極度額）

- 1 貸越極度額は、カードローン契約書の借入要項（以下、「借入要項」という。）の借入極度額とします。なお、組合がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて貸出を行った場合にもカードローン契約書および本約款の各条項が適用されるものとし、借主は、組合から請求があったときは借入極度額を超える金額を直ちに返済するものとします。
- 2 組合は前項にかかるわらず、カードローン取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、組合は変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を借主あてに通知するものとします。

第3条（取引期限）

- 1 カードローン取引の当座貸越の取引期限は、借入要項に定める日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日）とします。ただし、取引期限までに借主または組合の一方から期限を延長しない旨の申出がない場合には、さらに借入要項の取引期限の延長に定める期間が延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2 期限までに当事者の一方から期限の延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - ① 借主は、ローンカードを組合に返却します。
 - ② 借主は、期限の翌日以降ローンカードを使用した当座貸越は受けません。
 - ③ 貸越元利金はカードローン契約書および本約款の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日にこの契約は当然解約されるものとします。
 - ④ 期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

第4条（貸越金利息等）

- 1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日（組合の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。）に組合が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元利金に組み入れるものとします。また、教育ローン（カード型）の場合は、貸越元利金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。
- 2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。
毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365
- 3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し組合が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。
- 4 組合に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および組合の定める督促手数料を支払います。

5 組合が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、組合はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。

第5条（定例返済）

借主は、借入要項の定例返済に定めるところにより、約定返済金額を返済することとします。

なお、約定返済日が、信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。

第6条（自動引落し）

- 1 前条による返済は自動引落しの方法によることとし、借主は借入要項に定める返済用貯金口座に毎月返済日までに返済金相当額を預入します。なお、組合は返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてます。ただし、返済用貯金口座の残高が約定返済額に満たない場合には組合は、その一部返済にあてる取扱いはしないものとします。
- 2 万一預入が遅延した場合には預入後いつでも組合は同様の取扱いができるものとします。
- 3 前2項の手続においてほかに支払請求があった場合または組合に対するほかの返済約定がある場合には、支払いまたは返済の順序については組合の任意とします。

第7条（任意返済）

- 1 第5条による定例返済のほか、借主は、隨時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 2 前項の任意返済は、組合および県内農協（所在都道府県が同一の農協）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。）により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭に申込む方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当するものとしますが、当座貸越残高相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。

第8条（諸費用の返済用貯金口座からの自動引落し）

カードローン契約書の締結に際し、借主が負担すべきローンカード発行手数料・印紙代等の費用は、組合所定の日に借入要項に定める返済用貯金口座から小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ費用の支払いにあてるものとします。

第9条（期限前の全額返済義務）

- 1 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は、組合から通知催告等がなくても、カードローン契約書および本約款にもとづく貸越元利金の全額について当然に期限の利益を失い直ちに貸越元利金の全額を支払います。
 - ① 借主について、破産手続開始、民事再生手続開始の申立があつたとき。
 - ② 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 前2号のほか、借主が債務整理に関する裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
 - ④ 借主の貯金その他組合に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、組合に借主の所在が不明となったとき。
- 2 次の各場合には、借主は、組合からの請求によって、カードローン契約書および本約款にもとづく貸越元利金の全額について期限の利益を失い、直ちに貸越元利金の全額を支払います。
 - ① 借主が組合に対する債務の一つでも期限に履行しなかつたとき。
 - ② 借主が組合との取引約定に違反したとき。なお、カードローン契約書および本約款に基づく組合への届出内容や提出書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたときを含む。
 - ③ 借主が、第10条第1項の暴力団員等もしくは第10条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第10条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第10条第1項の規定にもとづく表明・確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切なとき。
 - ④ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 3 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が組合からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到着しなかつた場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時

届出内容に変更または取消が生じた場合も同様とします。届出の前に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第 20 条（準拠法、合意管轄）

- 1 借主と組合は、カードローン契約書ならびに本約款に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とすることに合意します。
- 2 借主と組合は、カードローン契約書ならびに本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、組合の本店（本所）または組合の取引支店（支所）の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 21 条（管轄地区外への移動）

- 1 組合の管轄地区内に居住する借主が、組合の管轄地区外に転居するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。
- 2 借主が組合の管轄地区内において勤労に従事し、転勤、転職等の理由により組合の管轄地区外において勤労に従事するような事由が生じた場合は、直ちに書面または電磁的記録による届出をするとともに、その後の返済方法について組合の指示に従うこととします。

以 上

(令和 7 年 2 月 8 日現在)